

定 款

第1章 総 則

第1条(商号)

当社は、株式会社ザッパラスと称し、英文ではZAPPALLAS, INC. と表示する。

第2条(目的)

当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、及びこれらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) テレビ・ラジオ番組及び映画の企画、制作
- (2) 新聞、雑誌等の記事及び紙面の企画、制作
- (3) コンピュータソフトウェアの企画、制作
- (4) 各種情報の収集、処理及び提供に関する事業
- (5) コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- (6) キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像をつけたもの)の企画、販売
- (7) 日用品雑貨、衣料品、装身具の企画、製作、輸出入及び販売
- (8) 通信販売業務
- (9) 電気通信事業法に基づく電気通信事業、広告業及び出版・印刷業
- (10) 観光情報の提供及びツアーの企画・運営並びに旅行業者代理業
- (11) 映像ソフトウェア及び音声ソフトウェアの企画、制作、販売、賃貸とこれらに関する知的財産権の取得
- (12) 著作権、著作隣接権、ノウハウ、産業財産権その他の知的財産権の取得、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡、貸与及びこれらの仲介、代理
- (13) インターネット上のショッピングモールの開設及び運営
- (14) 移動体通信機器および関連機器の販売
- (15) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (16) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋および管理
- (17) 古物の売買
- (18) 各種エンターテインメント及びスポーツ関連事業
- (19) 飲食店の経営及び企画
- (20) 宿泊、医療、福祉及び研修教育等の各種施設の経営、運営、管理並びに文化事業
- (21) 食料品の製造、卸、輸出入並びに販売
- (22) 労働者派遣事業
- (23) 有価証券等の売買、金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受け及び外国為替の売買等の金融業
- (24) 上記各号に係るコンサルティング業
- (25) 上記各号に付帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条(機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条(公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

第7条(単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条(単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条(自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第10条(株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条(株式取扱規程)

当社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第13条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

第14条(電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条(招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第18条(議事録)

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条(員数)

当社は、10名以内の取締役(監査等委員である取締役を除く。)を置く。

- 2 当社は、5名以内の監査等委員である取締役を置く。

第20条(選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。但し、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役と

を区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条(任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条(代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第25条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第26条(取締役会の決議の省略)

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

第27条(重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第28条(取締役会の議事録)

取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

第29条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

第31条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第32条(執行役員)

当会社は、取締役のほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により、執行役員をおくことができる。

- 2 執行役員に関する事項は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

第33条(監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

第34条(監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第35条(選任及び任期)

会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

- 2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第36条(報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 37 条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年5月1日から、翌年4月 30 日までの1年とする。

第 38 条(剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎年4月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第 39 条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 40 条(剰余金の配当等の除斥期間)

剰余金の配当及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 前項の金銭には利息は付けない。

附則

第 1 条(監査役の実任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、第 18 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022 年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022 年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

【定款変更の履歴】

平成12年3月27日会社成立
平成12年5月2日変更
平成12年9月30日変更
平成12年11月2日変更
平成13年3月10日変更
平成13年3月28日変更
平成13年11月16日変更
平成14年12月24日変更
平成14年7月22日変更
平成15年7月23日変更
平成16年3月29日変更
平成16年6月30日変更
平成16年7月30日変更
平成16年11月30日変更
平成16年12月10日変更
平成17年7月27日変更
平成17年12月20日変更
平成18年7月27日変更
平成21年7月30日変更
平成22年7月29日変更
平成23年7月28日変更
平成25年6月20日変更
平成25年7月26日変更
平成25年11月1日変更
平成27年7月24日変更
平成28年7月28日変更
平成29年7月26日変更
平成30年7月27日変更
令和4年7月27日変更